

## 農業委員会定例会 6月

1. 開催日時 令和2年6月19日 午後1時30分～

2. 開催場所 小豆島町役場本館 3階 大会議室

3. 欠席委員 2番委員、6番委員

### 4. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について（知事処分）

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（知事処分）

議案第4号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について

議案第5号 農業振興地域整備計画の一部変更（農用地区域からの除外）について

### 5. その他

### 6. 会議の概要

事務局	定刻となりましたので、ただいまから定例会を開催したいと思います。 議事につきましては、議長に進行をお願いします。
議長	<p>皆さんこんにちは。昨日から気温が下がっており風邪をひかないように気をつけてください。峠が大体17・8度で温度差が日中だと差が10度くらいありますので、私も体調が優れないように感じます。皆さんもお身体には十分気をつけて、まだまだ梅雨の時期で大変とは思いますが、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>本日の議事録署名人ですが、8番委員、9番委員にお願いします。</p> <p>それでは、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の1番について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案に入る前に、議案の差替え等を、簡単に説明しますのでお願ひします。</p> <p>まず、議案の方ですが、どれも [REDACTED] の案件にはなりますが、3ページ、4ページ、5ページと8ページが申し訳ありませんが差替えとなります。8ページですが元々の議案に [REDACTED] さんの土地も5条申請と書かれておりますが、[REDACTED] さんとの5条申請が成立しないため、今回の議案から外すこととなります。その関係で、3ページ、4ページ、5ページは右端に記載している併せ利用地の面積が変わってくるため、その点が訂正となります。もう一つの図面の方の議案ですが、54ページと55（2）ページで、こちらは [REDACTED] の農舎の建築の議案になります。当初議案に載せておりました図面が、土地全体が入っていない平面図でありましたので、全体が入った平面図に差えたものが54ページになります。その平面図に断面がありますが、南北の断面については元々の議案の55ページにありますが、そこに東西の断面が入っておりませんでした。東西の断面を示したものを55ページに（2）ということで追加しております。あと、59ページは先ほどの [REDACTED] さんの土地が削除されたものであり、差替えとなります。その関係で、元々の議案の62ページも [REDACTED] さんの土地が示されたものになりますので削除することになります。あと、差替えが間に合っていないのですが、今朝、[REDACTED] から連絡がありまして、元々は県の農政課から指摘がございました、4条申請の筆数がたくさんある中の [REDACTED] というのが5ページにあると思いますが、[REDACTED] という土地が令和元年度の終わりぐらいに3条申請で所有権移転がされまして、[REDACTED] が所有権を有するという許可は出ていますが、実際の所有権移転の手続きがまだされていません。（所有権）</p>

移転がされる見込みで4条の申請に上げておりましたが、所有権の移転登記が終わっていない場合、4条申請に載せられないというところになりますして、その農地は（今回の申請から）外すと [REDACTED] から連絡がありました。[REDACTED] については削除することになりましたので、お手数ですが、[REDACTED] については議案及び図面の削除の程お願いいたします。図面ですが、22ページの上側の塊の下方にある [REDACTED] が住宅地図で、公図の方は27ページの、少し筆界と地番がかぶっておりますが [REDACTED] が削除となります。よろしくお願ひいたします。わかりづらくて、申し訳ありません。訂正後のものは、図面は作成しようと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

1番は、[REDACTED] 在住の [REDACTED] さん所有の  
[REDACTED] 字 [REDACTED] 番 畑 1,609 m<sup>2</sup> と  
[REDACTED] 字 [REDACTED] 番 畑 142 m<sup>2</sup> の計2筆1,751 m<sup>2</sup>について  
[REDACTED] 番地 [REDACTED] の [REDACTED] さんが譲り受け、申請地ではオリーブを栽培する計画となっています。[REDACTED] さんの現在の経営規模は0 m<sup>2</sup>ですが、今回の所有権移転で5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1番委員

この土地はだいぶ前から、オリーブが植えられています。事務局にも話しましたが、土地の中央に工事用の石が山積みになっております。それでも、周りにオリーブが植えられていて（工事用の石は）栽培外だから問題ないと判断だったため、私も問題ないよう感じております。以上です。

議長

この件について意見はありますか。

[REDACTED] さんは [REDACTED] さんの土地を長く借りていて、ちょうどこの図面で言いますと [REDACTED] ですか、ここの横の2反ぐらいのところも一緒に作っております。[REDACTED] さんは体調が悪くて、今回売られるのはそういう形で、私もよくこの道は通りますので、オリーブは植えられております。ただ、先ほどの石積みの件は、私も本人の方へ（石を）除けられるなら除けて畑にきちんとしなさいと伝えておきます。

何かございませんか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の2番について、  
5番委員の関係する案件となりますので、一時退席をお願いします。

#### 【5番委員退席】

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 2番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の  
[REDACTED]字 [REDACTED] 番 田 1,232 m<sup>2</sup> について  
[REDACTED]番地[REDACTED]の[REDACTED]さんが譲り受け、申請地では野菜を栽培する計  
画となっています。[REDACTED]さんの現在の経営規模は23,844 m<sup>2</sup>で、5アールの  
下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しな  
いため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 それでは、委員の皆様のご意見を賜りたいと思います。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

#### 【5番委員着席】

5番委員、先ほどの件、申請のとおり承認となりました。

続いて、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の3番について、  
事務局から説明をお願いします。

事務局 3番は、[REDACTED]にある[REDACTED]所有の  
[REDACTED]字 [REDACTED] 番 501 m<sup>2</sup> と  
[REDACTED]字 [REDACTED] 番 337 m<sup>2</sup> の計2筆838 m<sup>2</sup>について  
[REDACTED]番地[REDACTED]の[REDACTED]さんが譲り受け、申請地ではオリーブを栽培

する計画となっています。■さんの現在の経営規模は9,657m<sup>2</sup>で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

5番委員 ■さんに話を聞きしました。以前から■の方の開発をされていると思いますが、その事業の一環ということだそうです。畠2枚とも現状としては桜の木が何本か植えられている状態ですが、それらを移植して、オリーブを植えていくということを言われていましたので、特に問題ないと考えております。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
続いて、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 4番は、■在住の■さん所有の  
■字■番 畠 286m<sup>2</sup> と  
■字■番 畠 227m<sup>2</sup> と  
■字■番 畠 63m<sup>2</sup> と  
■字■番 畠 216m<sup>2</sup> の計4筆792m<sup>2</sup>について  
■番地■の■さんが譲り受け、申請地では野菜を栽培する計画となっています。■さんの現在の経営規模は0m<sup>2</sup>ですが、今回の所有権移転で5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

11番委員 ■さんと電話で話したのですが、相続で譲り受けるそうです。現地は先ほど(定例委員会に)来るときに見ましたが、野菜が作付けされていまし

た。特に問題ないと思います。

議長 この件について意見はありますか。

9番委員 ■■■さんと■■■さんとの相続のつながりが気になりましたが、わからなければ大丈夫です。

11番委員 わかりません。

議長 他に意見はございますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

次に、議案第2号（農地法第4条の規定による許可申請）の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 1番は、■■■在住の■■■さん所有の  
■■■字 ■■■番 ■ 畑 1,290 m<sup>2</sup> について  
太陽光発電設備を設置するための転用申請となっています。  
申請地は、■■■に近い■■■の支流に近接し、■■■さんは、■■■  
■■■から提案を受け、自己の所有地で太陽光発電事業を行うこととしています。

転用に係る造成については、擁壁の設置や切土、盛土はない計画となっています。また、雨水については自然浸透及び既設水路に排水する計画となっています。

申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等において特に問題となるものはなく、審査基準について、特に支障になるものは無いと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1番委員 1番の人はよくわかりませんが、2番、3番の人はよくわかっています。  
(2番の) ■■■さんは旦那さんを亡くされて、今、農作業もお母さんがす

っとされていますが、手が足りないということです。ここ4・5年前まではこの土地は、確か [REDACTED]あたりが借りていたと思いますが、旦那さんが生きている間に返してもらって（耕作を）する予定でしたが、旦那さんが亡くなってしまい、また若木を植えても枯れるため、手が負えなかったのだと思います。後でも出でますが、太陽光は山林化したところにしますが、ここはオリーブが植えられているため、素直に太陽光に認可してもいいのかと疑問があります。ただ、[REDACTED]さんの家の状態をみたら、手がないので仕方ないのかなと考えております。以上です。

議長 1番委員から（農地法第4条の規定による許可申請の）2番・3番も含めた説明がありましたが、一括して（審議を）行いますか。それともそれぞれ行いますか。

事務局 申請者が異なるため、それぞれ行います。

議長 [REDACTED]さんの関係もありますが、[REDACTED]さんの審議を一つ一つ行っていきます。この件について意見はありますか。（農地法第4条の規定による許可申請の）1番のみを行っていきます。地元委員さんも農地の太陽光に関しては疑問に思っていますが、事務局（の意見）はどうですか。

事務局 実際に現場を見に行きましたが、川側から見たら山林化した状態でオリーブが植わっていたのは更に上流の方でした。

1番委員 すべてオリーブが植わっていました。この上手に[REDACTED]といってアングルハウスがあります。  
すみません、（場所を）勘違いしておりました。これは完全な山林化です。

議長 地目は畑でも、山林化しているということですか。

1番委員 そうです。完全な山林化です。

議長 ということだそうです。何か委員の皆様（意見は）ありますか。

委員一同	いません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第2号（農地法第4条の規定による許可申請）の2番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	2番は、■在住の■さん所有の ■字 ■番 畑 畦 723 m <sup>2</sup> について 太陽光発電設備を設置するための転用申請となっています。 申請地は、1番の案件に隣接しており、■さんは、1番の案件と同様、 ■から提案を受け、自己の所有地で太陽光発電事業を行うこととしています。 転用に係る造成については、擁壁の設置や切土、盛土はない計画となっています。また、雨水については自然浸透及び既設水路に排水する計画となっています。 申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものではなく、審査基準について、特に支障になるものは無いと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
1番委員	これも完全な山林化です。別に問題はありません。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第2号（農地法第4条の規定による許可申請）の3番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	3番は、■在住の■さん所有の ■字 ■番 畑 畦 982 m <sup>2</sup> について 太陽光発電設備を設置するための転用申請となっています。

申請地は、1番と2番の案件に隣接し、[REDACTED]さんは、1番、2番の案件と同様、[REDACTED]から提案を受け、自己の所有地で太陽光発電事業を行うこととしています。

転用に係る造成については、擁壁の設置や切土、盛土はない計画となっています。また、雨水については自然浸透及び既設水路に排水する計画となっています。

申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものではなく、審査基準について、特に支障になるものは無いと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1番委員 これも同じように何十年も山林化しておりますので、別段問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第2号（農地法第4条の規定による許可申請）の4番と議案第3号（農地法第5条の規定による許可申請）の6番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号の4番は、[REDACTED]にある[REDACTED]が利用権設定により賃借している、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の  
[REDACTED]字 [REDACTED] 番 畑 229 m<sup>2</sup> と  
[REDACTED]の  
[REDACTED]字 [REDACTED] 番 畑 403 m<sup>2</sup> と  
[REDACTED]字 [REDACTED] 番 畑 338 m<sup>2</sup> と  
[REDACTED]字 [REDACTED] 番 畑 800 m<sup>2</sup> と  
[REDACTED]字 [REDACTED] 番 畑 769 m<sup>2</sup> と  
[REDACTED]字 [REDACTED] 番 畑 451 m<sup>2</sup> と  
[REDACTED]字 [REDACTED] 番 畑 659 m<sup>2</sup> と

[REDACTED] 字 [REDACTED] 番 田 361 m<sup>2</sup> と  
[REDACTED] 字 [REDACTED] 番 畑 181 m<sup>2</sup> と  
[REDACTED] 字 [REDACTED] 番 畑 243 m<sup>2</sup> と  
[REDACTED] 字 [REDACTED] 番 畑 578 m<sup>2</sup> と  
[REDACTED] 字 [REDACTED] 番 畑 742 m<sup>2</sup> と  
[REDACTED] 字 [REDACTED] 番 畑 428 m<sup>2</sup> と  
[REDACTED] 字 [REDACTED] 番 畑 401 m<sup>2</sup> と  
[REDACTED] 字 [REDACTED] 番 畑 299 m<sup>2</sup> と  
[REDACTED] 字 [REDACTED] 番 畑 386 m<sup>2</sup> と  
[REDACTED] 字 [REDACTED] 番 畑 554 m<sup>2</sup> と  
[REDACTED] 字 [REDACTED] 番 畑 309 m<sup>2</sup> と  
[REDACTED] 字 [REDACTED] 番 畑 233 m<sup>2</sup> と  
[REDACTED] 字 [REDACTED] 番 畑 2,133 m<sup>2</sup> と  
[REDACTED] 字 [REDACTED] 番 畑 460 m<sup>2</sup> と  
[REDACTED] 字 [REDACTED] 番 畑 372 m<sup>2</sup> と  
[REDACTED] 字 [REDACTED] 番 畑 548 m<sup>2</sup> と  
[REDACTED] 字 [REDACTED] 番 畑 540 m<sup>2</sup> と  
[REDACTED] 字 [REDACTED] 番 畑 261 m<sup>2</sup> と  
[REDACTED] 字 [REDACTED] 番 畑 128 m<sup>2</sup> と  
[REDACTED] 字 [REDACTED] 番 畑 374 m<sup>2</sup> の計 27 筆 13,180 m<sup>2</sup>について

農地の形質変更を行うための自己転用申請となっています。

議案第3号の6番は、[REDACTED] 在住の [REDACTED] さん所有の

[REDACTED] 字 [REDACTED] 番 田 894 m<sup>2</sup> と

[REDACTED] 在住の [REDACTED] さん所有の

[REDACTED] 字 [REDACTED] 番 畑 826 m<sup>2</sup> の計 2 筆 1,720 m<sup>2</sup>について

[REDACTED] 番地の [REDACTED] が、農地の形質変更を行うための転用申請となっています。

本件の形質変更に係る農地の合計面積は 1 ヘクタール以上であり、工事施行期間は 1 年間で 6 か月を超えるものであるため、農地改良に係る届出ではなく農地転用許可を要するものです。

申請地は、[REDACTED] のあつた西側の山手から海手にかけて位置し、[REDACTED]

[REDACTED] は、隣接地の一部である山林 ([REDACTED] - [REDACTED] 753 m<sup>2</sup>、[REDACTED] 646 m<sup>2</sup>、[REDACTED] - [REDACTED] 382 m<sup>2</sup>)、宅地 ([REDACTED] - [REDACTED] 709.07 m<sup>2</sup>)、雑種地 ([REDACTED] 612 m<sup>2</sup>)、公衆用道路 ([REDACTED] - [REDACTED] 619 m<sup>2</sup>) と併せて一体的に一時転用して工事

を行うこととしています。農地復元後は、自社の園地として利用する計画です。申請地の間にある農道、水路は、用途廃止を行い、管理道等の整備を行うこととしています。

なお、申請地は昨年9月に工事着手して造成が行われており、無断転用でありますので、始末書の提出も受けています。

転用に係る造成については、花崗土で11.4メートル～16.5メートル切土を行い、2.6メートルまでの盛土を行い、締固め工法を施す計画となっています。その他、土砂の流出等については、沈砂池を設置する計画で、工事での土砂の搬出入は、4tダンプトラックで延べ10,240往復することとなっています。また、雨水については法裾に排水路を設置し、既存農業用水路に排水する計画となっています。

申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものではなく、審査基準について、特に支障になるものは無いと判断しています。

また、本転用案件は、その面積が2,000m<sup>2</sup>以上であるため、香川県農業会議が開催する常設審議委員会においても審議し、意見を聴くこととなります。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理 今、大変広い範囲の説明がありましたが、実は工事をどんどんしておりまして、そこの地番で見てもわかりません。実は4月の定例委員会で、7番委員から [REDACTED] が大規模な工事を行っているが問題はありませんかとご意見がございました。(農地法) 第3条で申請が通っているので問題ないと話しておりましたが、事務局から説明があったとおり、工事するためには事前申請がいるというようなことでございます。それで、今の説明をいただきましたが、どのような工事をされるか図面を見てもわかりません。私も、社長の [REDACTED] さんに連絡を取りました。ここも含め大規模な工事をされていますので、現農業委員の方のご希望があれば、現地説明をしていただこう承は得ております。今日は、皆様にそのあたりの意見をお伺いしたいと考えておりますが、この工事は致し方無いのともう一点、現地の説明を受けるかどうかいかが致しましょうか。

議長 地元委員さんからはご提案がございましたが、([REDACTED] から工事の現

	地説明を受けるかどうか) その件は後にするとして、この件について意見はありますか。
9番委員	道を除けてという話があったと思いますが、どのような手続きをしたら道や水路を除けることができるのですか。
事務局	実際には、公図上は道や水路が間にあつたりするのですけれども、現場はほとんどなく、公図だけあるという状態のところでして、ただ、そこを今、小豆島町の総務課の方に払い下げの手続きをするための測量を行っている状況です。その後、奥の農地に行くための管理道はつける予定ですということを [REDACTED] からは聞いております。
9番委員	工事を行う前に、通る人の承諾のようなものはいりませんか。普通は通行用の道が勝手に無くなってしまって、私有地になってしまったら、奥の人が行けなくなりますから、その点はどうなりますか
事務局	細かいところまで [REDACTED] からは聞けておりませんが、奥にある農地等に行くことについて問題ないように後ほど整備するそうです。
9番委員	そのこととは別で、事前に承諾はいらないのかということを聞いております。工事をいったん止めてから承諾を得るのではなく、事前に（隣接農地だけではなく奥の農地等の道路や水路の利用者に）承諾を得る必要はありませんか。
事務局	おっしゃる通りだと思います。実際には9月から（工事に）かかってしまっていたのですけれども、この案件が通るまでは、今、工事を一時的に停止させております。今、9番委員がおっしゃった件につきましては、きちんと承諾を得ているか（[REDACTED] に）再度確認を取ります。
9番委員	奥の人が問題ないようによろしくお願ひいたします。
1番委員	昔は海岸に行くために [REDACTED] の裏手の道をみな利用していました。私有地になった場合（海岸に）行くために許可を得なければなりませんか。私有地になったばかりに、通ることができないのは辛いところがありますね。

- 事務局 計画図には出てきていませんが、奥に行ける道は整備すると（[REDACTED]が）言ってはいますけれども、奥の農地の人にきちんと話ができるのか再度確認してみます。
- 議長 事務局長、道はどれぐらいの面積がありましたか。里道が含まれていたと思いますが。
- 事務局 道の面積とかはわかりませんが、今お話にしている道、水路とかもあると思いますが、これは公用のものなので、役場では総務課の方が管轄になります。公のものになりますので、当然おっしゃる通りだと思います。そのあたり、きちんと関係課と連携を取って、[REDACTED]に指導するようにします。実際、おっしゃる通りで、先に手続きが必要なのですが、気づいた時には工事がされていることもあるため、問題の無いように指導したいと思います。
- 職務代理 気になると思います。（工事の）説明（を聞き）に行けますか。どのような工事をするか（図面を）見るだけではわかりません。
- 9番委員 揉めないようにしないといけません。
- 議長 工事の進捗はどうですか。ほとんどできあがっていませんか。上からしか見ませんが。
- 1番委員 こちら側だけです。この地図は奥なので、こちらはほとんど手つかずになっております。
- 事務局 工期は8月末までとなっておりますが、一時的に停止させているため伸びる可能性もあるかと考えております。
- 1番委員 一般の方も通常通り通れるなら良いです。
- 9番委員 それなら良いです。

1番委員	道がきれいになって良いという考え方もあるでしょう。
職務代理	(現在、) 道はないですよね。あそこはみな農道がありますよね。
議長	農道と里道と公衆用道路とありますが、公衆用道路はそれなりに広いものになりますか。
事務局	地目が公衆用道路というものは、通常の個人のもので地番がついているものになります。
議長	これは、買収や払い下げはされていますか。
事務局	払い下げという形をとる必要がありますが、先ほど言っていたように、他に(一般の方が)通る場合は、なかなか(払い下げ等が)できないように思います。その点を、総務課がどのように処理しているか聞いていません。その点は総務課に話をしておかないといけません。海に行く方もいると思います。
議長	地元委員の職務代理が言うように、一度現地に行かないと場所もわかりませんし、図面だけで全てわかりますか。1番委員は(現地を)見に行ってみたいとはわかるかもしれません、私は(現地説明を受けに)見に行ったら良いと思いますが(皆さん)どうですか。
1番委員	事務局が(間に)入ってくれるのならばいいと思います。
議長	これは面積的に常設委員会にかけないといけない案件なので、県に(何かしら)言われないでしょうか。この案件に関してだいぶ腹をくくって臨まなければ、(きちんとしていない場合、)県には2・3人質問してくる方がいるので、それに耐えられるようにしておかなければなりません。もう一度、地元の農業委員会に差し戻しだと言わされたら、たまにそのような案件がございます。きちんと対応ができなければ、そのようなものを出してくるのかと逆にお叱りを受けます。
職務代理	この図面だけで土砂をどれくらい積み上げるかわかりますか。

- 事務局 どれぐらいの土の量がということですか。計算式は [REDACTED] が出してお  
りまして、30ページに 14531.71 m<sup>3</sup>とありますが、これが土の搬出入の量だ  
と聞いております。
- 職務代理 どこに（土を）入れるのか、何番にどこへどうするか何一つわかりませ  
ん。
- 事務局 [REDACTED] からも、ざっくりと山手側の土を全部といいますか削ったもの  
を海側に（持っていく）としか聞いていません。
- 職務代理 （その削った土を）図面上のどこにやりますか。（わからない場合、）その  
ようなものは県で通りますか。もっと詳しいものでないといけないのでは  
ないでしょうか。
- 議長 （農地の）形状変更をするならば、もっと早くに相談すべきです。これは  
問題があります。
- 職務代理 [REDACTED]さんは以前、農業委員をされています。
- 議長 そうですね、農業委員をされていましたね。それにもかかわらず、事前着  
工や形状変更を先にするなどと、これは困りますね。個人から見たら、  
おかしいですね。県の常設委員会、私も最後になります。3番委員が行つ  
て（[REDACTED]の）[REDACTED]さんが行って、この6月も（この案件が）ありますよ  
ね。
- 事務局 はい、そうなります。
- 議長 最後的小豆島町で大役を任せられますね。事務局が説明しているのを常設委  
員会に来ている委員は、他の委員の言いなりにしかならないため、説明を  
求められてもできませんよ。議長説明してくださいと言われても、先ほど  
言ったとおりですとしか言えません。事務局が言ったとおりで一つご容赦  
願えませんかと言うだけになってしまいます。

職務代理	(常設委員会の) 日はいつですか。
事務局	26日です。
職務代理	それまでにいきますかね。
事務局	24日は県の農業会議が現地確認に来られます。この案件は広大な面積なため、こちらに現地確認に来られます。
議長	その時に、問題ありと言わいたらですよ。
事務局	そうですね。
議長	誰が来られますか。■さんですか。
事務局	事務局長ともうお一方来られます。
事務局	■は当日立ち会いますか。
事務局	現地確認は立ち合いません。
9番委員	すみません、これは農地の地形変更について行ってもいいかどうかの話をしているのでしょうか。
事務局	一応、転用の案件でして、一時的ではありますがこのように造成することへの審議になってきます。
9番委員	変更について良いか悪いかと言ったら、先ほど職務代理がおっしゃったように、土の量などもいるのでしょうか、そうではなくて、奥の農地等に支障があるかないかだけで言いましたら、奥の方の承諾を得ていればいいだけではないかと思うのですが。
事務局	造成していく申請の中で、奥の土地とかに影響がないかどうかは考える一つの要件にはなってきます。大元の審議する案件としましては、こういう

造成をすること自体が認められるかどうかというところになってきます。

9番委員 それなら、両方ともいるということですね。量的にはそっちの方である程度の計算をするといいますか、どのようにするかはわかりませんが、出てきているものをそのまま承諾するのはいけないのでしょう。およその数量的には計算をしてみる必要はありますか。どうですか。

事務局 土の量がいいかどうかというところまでの審議はありませんが、最終的には県の常設委員会が通った後も、県の方に申請書類を一式出して、県の農政課の方で最終的に許可ができるかどうか判断されます。そのためには、隣接農地の同意を得ているか等いろんな要件をクリアする必要があります。

9番委員 そのあたりは達成してから、承諾するでもいいのですか。

事務局 先ほどの払い下げの案件についても、県が許可する段階では払い下げ申請をこちらでも受け付けましたというものがないと許可はできないということになっております。まだ、払い下げ申請が出せていない状態ではあるので、今すぐに許可という形にはならないと思います。

9番委員 今日はどこまで審議しますか。

事務局 大きな枠で上げてきた一時転用、無断転用で進んでいる部分ですが、これを農業委員会として良いものかどうか審議したいのですが。

職務代理 これは■さんに言わせたら、農地をまた農地で再利用するのでとやかく言われる覚えはないという考え方です。それもわかるので、ここは大規模だから目立つだけで、今まで他の農地については、購入して勝手に土砂等を入れてしていますよね。後は認めるかどうかですね。致し方ないなと思う部分もあります。

9番委員 奥の畑へ行く道を確保しないといけないと思います。その了承を得なければいけませんね。

職務代理	厳密に言いますと、行く人がいません。
9番委員	今はいないと思いますが、将来出てくるかもしれません。もし、いると言われた時に通れるようにしなければならないのではないか。
職務代理	その点を、例えば外線道路を作る等の拡張工事をして、土地を整地して周り一帯で何かしなければ、[REDACTED]も効率が悪いでしょうね。
9番委員	そのようにしないと、あまりよろしくないですね。普通はそうだと思います。
職務代理	要望してさせるかですね。暑い時期なので見に行くのが大変ですかね。
9番委員	要望ではなくてするのが普通ではありませんか。するからどうですかというもので、要望するものではありませんよね。法的には通らないように思いますがどうですか。道を私有地にするのは通らないと思います。
職務代理	担当はどこの部署になりますかね。農業推進課ですかね。
9番委員	どこの部署かわかりませんが、農業委員としたら奥の畑の人がそこに行くかどうかはわかりませんが、行くといった時には道を残しなさいということは言わなければならぬのではないか。
事務局	代替の道路はまた整備すると聞いています。今ある法定外の道を除けた分になります。
9番委員	それでいいのかを先に受益者等に許可を得るべきだろうと思います。（もし、私が）反対（の立場）だったら、怒ると思います。勝手にやった場合は元に戻すよう伝えるのが普通ではありませんか。
事務局	[REDACTED]には十分確認いたします。
議長	公衆用道路を含めた里道の問題と9番委員が言う近隣農地の人の問題がありますね。（近隣農地の方は）何人かいらっしゃるんでしょうね。（対象者

が) 何人いて、そこへ一度（了承を）とってもらわないと、農業委員会として（近隣農地の方等の承諾）なしでいいとすると、逆にその辺りから（農業委員会として）狂ってきませんか。

9番委員 変な感じがしますね。

議長 このようなことを農業委員会は承諾したのかという心配がありますね。

事務局 総務課の担当に説明してもらうように伝えましょうか。

議長 お願いします。（[REDACTED]が）総務課へ払い下げしてくださいと言っていると思います。その状況もどうなっているのかと、払い下げをするなら近隣の同意書を全部取るはずです。これがあれば、説明できます。そのあたりが心配ですね。

事務局 間に入っている道、水路は払い下げする方向とは聞いておりまして、払い下げ申請をするための測量を始めたか始めようとしているところと聞いています。

議長 その許可が下りてからではいけませんか。

事務局 [REDACTED]としましては、後ほど出てくる、[REDACTED]の方の大きい農業用の施設を建てる案件がありまして、そちらの絡みと言いますか、無断転用があった場合、新しい転用許可が出ないというのがあります。この一時転用も早く無断を解消したいということは聞いています。

8番委員 所有者等いる人は議案の中に出ていますが、今言った払い下げは議案に出てきませんか。

事務局 そうですね、払い下げに関しては、同意をとったかの書類は総務課に出すようになりますし、そこで承諾されたら、一枚の総務課で受けたという書類を添付して県に提出することになります。うちの議案にはそこは出でこないことになります。

8番委員	農業委員会としてはその確認はとらずに、県に提出してもいいということですか。
事務局	県の許可はそれ（ら書類）が揃うまでは停止されますが、他の（書類の）被害防除の計画だったり土地登記の謄本だったり、一通りは揃っているため、受付はして審議に上げたというところです。
8番委員	最初に戻りますが、個人の名前や権利関係はここに出てきていて、それを元に我々が審議をするんですけども、それだと並びである公衆用道路についてほつたらかしで我々は決めなければなりませんか。
事務局	（総務課の）担当がきました。
8番委員	意見を出すだけなら良いのですが、ここで決めるのならその辺をきちんとしなければ決められないのではないか。
議長	総務課担当が来ておりますので、今の状況について、払い下げと言いますか、総務課として [REDACTED] とどのような話になっているか説明お願ひします。
総務課担当	失礼します。総務課管財係としまして、法定外公共物の農道や水路の管理をしております [REDACTED] と申します。状況としましては、[REDACTED] さんとこちらにおります [REDACTED] さんと三者で話し合いをして、開発をしていくという話でお聞きしています。ただ、開発に至っては、農道・水路がある区域ということなので払い下げというような処理をしたいというところまでで現状は止まっています。ですので、正式には払い下げの手続きがまだ総務課の方に上がっておりません。ご心配されております、農道・水路が無くなってしまって、海岸に降りていけないというような話になりますと、まだ申請書が上がってきていらない状態ではありますけど、上がってきた段階で、完全に（農道・水路を）無くして良いものなのか、または代替案として降りていく道が必要なのか、その点を鑑みて払い下げをするか土地を交換するという対応をする予定になっております。[REDACTED] さんとはそのように話しましたが、先に現場の方が進んでいるかなというところなので、そこをまた適切に指導させていただきたいと思っております。以上ですがよろしい

でしょうか。

3番委員 隣接地の同意はりますか。

総務課担当 払い下げ申請につきましては、隣接地とその地区の自治会長さん等々の確認というようなご署名をいただくという手続きを取ります。ですので、隣接地や近くの自治会等には同意のハンコを取りに行かせるようになっております。その際に、近くの方には連絡がいくと思います。

9番委員 隣接と言いますか、受益者、奥の農地に行く人達の承諾はどうですか。

総務課担当 道・水路になると上流があつて下流とかそういうものになるので、そこで途切れてしまつたら機能が全く無いような状態になつてしまいます。その場合は、払い下げではなく交換という代替の道・水路を設置することになります。今のところ、道等をどのようにしたいか申請書がきておりませんので、回答はできません。

3番委員 そういうのが先に出てからですね。

議長 一通り4条申請に出てくるのであれば、地元自治会で関係する土地を持たれている方に話を先にして了解を取っていますよということからかかわるのが筋道だと思いますが、ボタンもだいぶ掛け違えているという感じだと、皆さんどういたしましょうか。そうしなければ結論が出ないと思います。24日は（県の方が）見に来られますよね。

事務局 そうです。今日、農業委員会を通ると県の方が来られます。保留や翌月になった場合は伸びますね。後、今日口頭でお伝えしました■の土地に関しましても、県としては、そこを農地改良しないから強引に（今回の申請から）外すよりかはもう一度きちんと練り直してしっかりした申請書で上げてもらった方が良いのではという見解がありました。しかし、■としては、急いでいるということなので（■を）外すということでお伝えしました。

議長 今、事務局が言っていた甲247のところを外したら、（今回の申請に上がつ

ている土地に挟まれているため) 周りに土砂を積み上げた場合、ガクッと中に落ち込みませんか。場所が分からぬいため何とも言えませんが、■■と■■に隣接していますよね。

事務局 今朝、電話で聞いただけではあります、その土地はすぐには造成しないため外すということとして、いずれ造成するとあればそこも入った上できちんと申請を出してもらう方がいいとは思っております。

議長 まず、そこがきちんとできてからの話になりますね。総務課に申請をまず上げて、県の見解をクリアできてからの方がいいように思います。地元の人たちはどうですか。

職務代理 みんな関心がありません。荒廃農地になっていて、みんな農地で無くなっています。

議長 みんな関心が無いのですね。最初に払い下げの申請があればよかったです。これは事務局ではどうですか。もう一度(話を)元に戻して先に(払い下げの)申請を上げて、近隣の方の同意書をもらってから申請を上げてもらう場合、工事が遅れるからと凄く怒られますか。

事務局 (■■■■の) 霧囲気はどのような感じでしょうか。

議長 (■■■■の) 社長はどう思っていますかね。

職務代理 (■■■■の) 社長は悪いことをしているとは思っていません。農地をそのまま農地に戻すので悪いことをしているとは考えていません。

9番委員 関係者の承諾を得たら(今回の件は)良いのではないでしょうか。

議長 そうですね。

9番委員 早急に(関係者の承諾を)■■■■がもらってきたら良いのです。人を集め(関係者の承諾を)もらえば良いのです。急ぐなら、そうします。

事務局	払い下げを完全にできるまでとなるとだいぶ時間がかかると思います。
事務局	24日までにはとても無理でしょう。
事務局	来月にもし（申請を）回したら、来月に間に合うでしょうか。
事務局	図面を起こさないといけないため厳しいでしょう。測量もしなければなりません。
総務課担当	払い下げ面積を求めるために測量をしなければなりません。
9番委員	農業委員会としては、条件を付けて、関係者等に同意書をもらったら承諾するのでも構いませんか。
議長	それは問題ありません。それは一つの見解になりますね。
9番委員	私はそれでいいと思います。
議長	県が言う [REDACTED] の関係をきちんと整理してこられるなら、これも含めた方が良いでしょう。
事務局	県としては、[REDACTED] もきちんと所有権移転させた上で申請をした方がよく、全体から [REDACTED]だけを外すことに首をかしげておりました。
議長	[REDACTED]だけを除いて、ずっと開発をされるのですか。
事務局	おそらく、今回は除けますがいずれは造成に含めていこうという考えです。
議長	ということは、計画の中には ([REDACTED]が) 入っているのですね。
3番委員	ここだけ残してはできないでしょう。
職務代理	ここまで工事が進んでいて、止めるわけにはいかないでしょう。農地を活

用することになります。

- 議長 常設委員会は県なので、県の意見を確認とて、農業委員会としては今言ったように、[REDACTED]と農道・水路が関係する隣接農地に関しての問題を解決されれば、農地として原状復帰されるのでその点は問題ありません。それまでは否定はできませんよね。
- 事務局 一応、平成29年に[REDACTED]の方に入っていく道で、現在カフェがある側の南の斜面を一時転用で一度（申請を）出しているものがあるので、その時の（経験）で一時転用がいるということは、[REDACTED]としてはそれより大規模なので、わかつっていたとは思います。
- 職務代理 あの時は[REDACTED]さんという担当がいました。しかし、その方が辞められて、今の担当は（申請が必要なことを）知らないと思います。（今の担当の）[REDACTED]さんは、本当は知っていたかもしれません。
- 議長 前回は県の常設委員会にかけていましたか。
- 職務代理 前は、事前説明があったため、私はそれに参加しました。工事担当者からどのような工事をするか説明を受けました。しかし、今回は一切説明がありませんでした。これは、農林水産課が工事をするなら事前に申請を出しなさいと指導をしたのですね。
- 事務局 工事が始まる前は全然知らず、4月の農業委員会で委員さんから指摘がありましたので、こちらから行動起こして、提出させたというところあります。
- 職務代理 図面だけでは現場に行った際にどこにあたるのかわかりません。
- 事務局 私も現場には行っていますが、確かに筆界もわかりませんね。
- 議長 （対象が）広かったら航空写真を載せた方がいいですね。
- 事務局 すみません。そうですね。

- 議長 今、いろいろな意見が出ておりますが、私も会長として、先ほどから出ているいろいろな意見をきちんと整理していただいてということが基本線には変わりありません。しかし、地元委員さんも地域のことをいろいろと鑑みた時には、これは前回も同じことをやっておりますので、そのことを含めて、先ほど除外したところをもう一度、再度きっちりして、県の方へ農業委員会としては、水路・農道に問題がないことを示す近隣の方々の同意書をもらうことを要件として、今日の場は承認という形をとるということで、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
- 委員一同 はい、問題ありません。
- 議長 そういうことを含めて、この 26 日（の県の常設委員会）に止まって、もう一度、農業委員会で諮るよう言われた時は、その場でそうしますと言いませんか。（[REDACTED] の社長の）[REDACTED] さんには、早くその条件を伝えて、総務課に申請書が出るようにしていただき、スムーズにことが流れれるようにお願いしたいなと思います。（工事に）かかってしまって、始末書だけでいいのでしょうかと言われたら、一つの事務の流れとしては（始末書の提出）それだけです。農業委員会としても事務方としても、それを出さないと言えばいけないことですと言えますが、始末書を出してのことでのこうとしている案件でございますから、そういうことひとつご了承願います。県がもう一度審議するよう言われたら、担当にもう一度相談してもらえばいいと思います。
- 事務局 先ほど言っていた、[REDACTED] ですが、次の時にはそれも入れて提出するということですか。
- 議長 今日だけが（申請が）いけないのかと、[REDACTED] さんに、今までならそのままで工事を行っていたと思われてしまいます。[REDACTED] も同時に申請をしませんかという提案と近隣の同意書と、総務課の払い下げの申請同時進行で行うように伝えることで（農業委員会としては）折り合いをつけたらどうかと考えております。
- 事務局 [REDACTED]だけを後からつけることを、もし許可してしまいますと、[REDACTED] だ

けが浮いてしまいます。

議長 県から許可が下りませんか。

1番委員 もし、この申請を県に提出したら、県も不思議がりませんか。間が飛んで工事になります。（工事地が）隣接していれば不思議に思いませんが、真ん中を除いて造成工事を行うので、疑問に思うでしょう。

事務局 そうですね。

議長 現実に、移転ができない問題がありますか。

事務局 3条許可で移転の許可が出ておりまして、売買契約の手続きだけが遅れていますと言われていました。実際には、移転ができる土地ではあります。ただ、県としましては申請を受け付ける段階で売買のことが登記簿に上がっていないといけないとのことです。

事務局 [REDACTED] の事務が遅れているだけですか。

事務局 そうなりますね。

議長 3条の手続きが終わっていて、売買契約が終わっていないということですか。

事務局 確認しましたら、まだ売買契約が取れていないということでした。

議長 登記ができないのですね。

事務局 今から売買契約を急いで行って、登記まですればいけますかと言われましたが、今日の審議までに間に合わなかつたため、今回 [REDACTED] を（申請に）入れ込むことは県にできませんと言われました。

職務代理 相続とかではなく、そういった（売買）契約ができていないからですか。

議長	早くすれば、すぐできそうですがね。そうしたら、それも合わせて考えた方がいいと思います。
事務局	きちんとした申請書で提出してもらうということですか。
議長	一応、県から (■■■が) そのように指導を受けていますから、農業委員会としても、それができていないときちんと説明できません。それと、先ほど申し上げたとおりの内容で処理をしませんか。だから、結論から言いますと、保留になります。
事務局	そうなるでしょうね。基本的に書類が揃ってからになりますね。
議長	今申し上げた通り、■■■の登記が済んで今度の申請内に含めることが一つの条件です。それと、9番委員がおっしゃっていた、地域の方々の同意と地元自治会の方の同意と近隣関係者の同意をとってくださいということです。これであれば問題ありませんので、お願いするという結論でございます。本日のここでの審議では、保留にさせていただいて、次回それができたら、この書類自体細かいものはたくさんいりませんので、今日のところは皆さん、おききしていただきまして、次回早めに提出してください。24日の現地確認も、今日のこの状況ですから、26日の常設委員会にもかける必要はありません。
事務局	そうですね。農業会議の方は、保留になった場合は、おそらくその翌月の農業委員会の常設になるかと思われます。
議長	(書類が) 揃った場合、県との絡みになります。それが、1か月先になることはわかりません。今日、■■さん早く■■の処理と地域の同意書を得るように伝えてください。町への(農道・水路の) 払い下げ(申請)は、農業委員会としては別なことになります。
事務局	わかりました。
議長	その場合、(工事が) 少し遅れますか。

事務局	(工事が) 遅れて、[ ]としては問題がありませんか。
事務局	先ほどもお話しさせていただきましたが、後ほど出てくる [ ] の農業用施設を急いでいる絡みでこちらの無断（転用）の解消を急いでいたところはあるらしいです。県としては、こちらの蒲生の無断転用が解消される見込みがきたら、後ほど出てくる農舎の件の許可も下しますということです。今の段階では払い下げ等もきちんとできていないため、どちらにしても、無断の解消が見込まれる状態にはまだ至っていません。県としては、北地の農舎の申請を先に出して、一時転用が後になつてもよく、許可を出す段階で一時転用がきちんとなつていないと伺いましたと聞いております。
議長	それは、常設は関係ありませんか。
事務局	農舎の方も常設は関係あります。後、現地確認も行います。
1番委員	一応、今、農舎のところは下の木とともに、だいたい平坦になっている状態です。
職務代理	あそこも、相当作業員が入っています。10人以上はいたと思います。ずっと工事をしていますね。
事務局	舗装した道は知っています。
職務代理	農地も整地していますね。
1番委員	一段下の場所です。今、車を駐車している下の場所でそこ等はだいぶ整地されていますね。
職務代理	あそこは、本当はしていけない場所ですよね。
事務局	以前話を聞いた段階から、転用の許可が降りるまでは、取り掛かってはいけませんと伝えています。

1番委員	いつ（工事を）やって、今止まっているかはわかりませんが、私が見たのは、今車を駐車している個所の一段下の場所です。きれいに土を均してはいませんが、割と平坦になっています。
議長	それでは、今言った形でこの件については保留ということになります。 続いて、議案第2号（農地法第4条の規定による許可申請）の5番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	5番は、■在住の■さん所有の ■字 ■番 田 787 m <sup>2</sup> について 太陽光発電設備を設置するための転用申請となっています。 ■さんは、自己の所有地で太陽光発電事業を初めて行うこととしています。 転用に係る造成については、擁壁の設置はなく既存石積を利用し、切土、盛土はない計画となっています。また、雨水については自然浸透により排水する計画となっています。 申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものはなく、審査基準について、特に支障になるものは無いと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
10番委員	昨年から計画していて1年間ずれた案件です。私の家の隣なので別に問題ありません。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第3号（農地法第5条の規定による許可申請）の1番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	1番は、■在住の■さん所有の

■字 ■番 畑 101 m<sup>2</sup> について  
■番地の弟である ■さんが、住宅を建築し、カーポートを設置するための転用申請となっています。

■さんは、現在妻と3人の子どもと母の6人で暮らしていますが、子どもが増えたことから、現在の住宅に近い計画地に住宅を建築することとし、申請地を選定しています。

なお、申請地はカーポートが既に設置されており、無断転用でありますので、始末書の提出も受けています。

転用に係る造成については、南側の既存ブロック塀を利用し、切土、盛土ではなく、整地のみを行う計画となっています。また、雨水についてはため枠を設置し、汚水については合併浄化槽を設置し、いずれも西側道路側溝に排水する計画となっています。

申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものはなく、審査基準について、特に支障になるものは無いと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1番委員 ここは、長年駐車場になっているところで、周りは全部宅地ですし、別に問題はありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
続いて、議案第3号（農地法第5条の規定による許可申請）の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 2番は、■在住の ■さん所有の  
■字 ■番 畑 254 m<sup>2</sup> について  
■丁目 ■番 ■号 ■号の孫である  
■さんが、美容室の店舗兼住宅を建築するための転用申請となっています。

■さんは、現在大阪で美容師をしながら妻と子どもの3人で暮らしていますが、子どもの成長と将来の両親祖父母の介護を考え、帰郷し夫婦で美容室を経営して暮らそうと、住宅兼店舗を建築することとしています。転用に係る造成については、東側、西側及び北側にコンクリート擁壁を設置し、切土、盛土ではなく、整地のみを行う計画となっています。また、雨水についてはため池を設置し、汚水については合併浄化槽を設置し、いずれも東側河川に排水する計画となっています。申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものはなく、審査基準について、特に支障になるものは無いと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1番委員 これも■さん本人から電話がありまして、息子が帰ってきて理容師をするとのことです。住民が増えるという安易な考えですが、いいと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第3号（農地法第5条の規定による許可申請）の3番と4番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 3番は、■在住の■■さん所有の  
■字■番■畠 1,988 m<sup>2</sup>について  
4番は、同じく■■さん所有の  
■字■番■畠 680 m<sup>2</sup>と  
■字■番■畠 837 m<sup>2</sup> の計2筆1,517 m<sup>2</sup>について  
■丁目■番■号■の■  
■が、太陽光発電設備を設置するための転用申請となっています。

申請地は、議案第2号の1番から3番の転用申請地の隣接地になります。なお、転用面積が3番と4番で合計して2,000m<sup>2</sup>以上ありますが、4番については、関係者が見つからず転用に伴う同意が得られていない隣接農地がありますので、その経緯書の提出も受けています。転用に係る造成については、擁壁の設置や切土、盛土はない計画となっています。また、雨水については自然浸透及び既設水路に排水する計画となっています。申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものはなく、審査基準について、特に支障になるものは無いと判断しています。また、本転用案件は、その面積が2,000m<sup>2</sup>以上であるため、香川県農業会議が開催する常設審議委員会においても審議し、意見を聴くこととなります。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1番委員 これも、先ほどの一つ挟んで下（の場所）になります。完全な山林化です。一つ気になるのは、最近は山林化の写真が付かないのですか。以前は付いていたように思います。

事務局 非農地証明の時には付けています。

1番委員 わかりました。

議長 この件について意見はありますか。事務局に聞きますが、経緯書とあります、同意書が取れないとはどういうことだったのでしょうか。

事務局 [REDACTED]と[REDACTED]という場所が所有者に同意をいただくために、5月25日から6月4日まで近隣の人等に尋ねていきましたが、所有者及び血縁関係の人がおらず会えないという状況に至りましたということで、その会社としては隣接地に一切の迷惑が無いように太陽光事業をしていきたいと思いますという経緯が書かれています。なんらかの問題が生じた場合はきちんと協議して対応しますと印をいただいております。

議長	そのように、近所で聞いても全然わからないのは、珍しいですね。
1番委員	荒れてもう何十年ですからね。
議長	この経緯書で処理できますか。
事務局	県としましては、隣接農地の同意書が取れない場合は、経緯書をきちんと書いて、農業委員会がそれでよいと認めた場合は、許可になると聞いております。
議長	常設委員会では、その点は全然触れないでしょう。この場としては、それでいいとしましょう。何かほかにござりますか。
9番委員	この■-■の間に水路がありますが、この水路は下の太陽光システムの配置図にはありません。これはどうなりますか。
1番委員	たぶん、水路はなかったと思います。段差があつただけのように思います。
9番委員	実際がどういう状態かはわかりませんけど、公図上は存在しますか。
事務局	公図には出ておりますね。
9番委員	公図に出ている場合は、下の配置図に水路がありませんがこれはどうなりますか。上が、畑なのか山なのかはわかりませんが、支障がなければ構いません。
事務局	上は山林ですね。
9番委員	この水路はいらないということですね。しかし、水路だと誰のものかわかりませんね。個人のものかもしれませんし、そのあたりどうなのか、一度確認してください。
10番委員	この水路は白地ですか。

- 9番委員 白地ですね。
- 10番委員 白地でしたら（工事をする場合）変えなければいけないのでありますか。何か手続きがあつたように思います。
- 9番委員 個人所有なら変更しなくてもよいのではありませんか。
- 10番委員 私も経験がありまして、農道や水路があるとかで土地は引っ付いていますが間にあるようなところがあります。普通でしたら、べたに敷けます。
- 9番委員 水路が個人のものかもしれません。
- 10番委員 個人のものでしたら、白地では表記されません。
- 事務局 個人ではありません。
- 10番委員 公図に残っているということは、たぶんですが公のものです。1件、■■■で同じようなところがあります。間に農道が通っているにもかかわらず、自分のところで使ってしまっています。そのようなところがあります。本来なら、水路の場合、反対側に水路を付けなおして、こここの所有者が出すとかしなければなりません。土地改良区の理事や地元自治会の役員の方に立会してもらって手続きをしなければなりません。
- 職務代理 この水路というのは、3つの土地にしかかっておりません。今回、計画として上がっているところだけで、他の場所にはかかっておりません。今回は、3つの土地を1枚にするんですよね。
- 議長 この49ページの点線は残すという意味ではありませんか。
- 職務代理 これは、元の筆界で水路ではありません。
- 事務局 これは、横に点線がないだけではありませんか。きっと本人が水路のことを見らないのではありませんか。

- 議長 現況では（水路が）ないのかもしれませんね。
- 10番委員 本来、現実はなくとも、自地が残っていたらその処理をきちんとしなければなりません。
- 3番委員 水路は残っているのかもしれません。この上にパネルを置くわけではありませんからね。
- 議長 そのように思います。
- 3番委員 埋め立てをするわけではなく、今の状態で設置するだけです。
- 事務局 造成はないと伺っております。
- 3番委員 そうですよね、この（水路の）上をまたいで設置されてしまうといけません。
- 議長 確かに、この（水路の）上にパネルが乗ってしまうといけませんがこれは離れておりますから、番地毎にきちんと分けています。
- 9番委員 （その点を）確認したらよいのではありませんか。
- 議長 そういうことで、（水路のことを）確認するだけでよいでしょう。
- 事務局 確認いたします。
- 議長 これも常設委員会にかかる案件です。他になにかございませんか。
- 委員一同 ありません。
- 議長 確認をしていただきて、申請のとおりとし、常設審議委員会に諮ります。続いて、議案第3号（農地法第5条の規定による許可申請）の5番について、事務局から説明をお願いします。

事務局	5番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の [REDACTED]字 [REDACTED] 番 [REDACTED] 畑 3,048 m <sup>2</sup> について [REDACTED]番地の[REDACTED]が、選果場、貯蔵庫に休憩室、事務室等を備えた農舎を建築し、それに附帯して駐車場及び進入路を整備するための転用申請となっています。 [REDACTED]は、農業法人として農業の6次化に取り組んでおり、現在自社の農園で収穫した柑橘類を別の場所で出荷を行っていますが、収穫後の選別と出荷を同時に行うことで利便性と生産性を向上させようと、農舎を建築することとしています。また、農舎建築に伴い、社員の増加が見込まれ、運送業者のトラックも出入りする必要があるため、駐車場と進入路も整備するものです。 計画地の選定については、柑橘類の農園に近く、農免道路から北側に広がっている[REDACTED]の代表取締役の父が所有する土地から、農業用施設用地としてある申請地を選定しています。 転用に係る造成については、高さ1.0メートルの重力式コンクリート擁壁を設置し、北面に1.0メートル切土を行い、南面に3.5メートル盛土を行うほか、勾配5:10の法面に種子吹付養生を行う計画となっています。また、雨水については北端と南端にU字側溝と会所枠を設置し、汚水については敷地西に合併浄化槽を設置し、いずれも西側の河川に排水する計画となっています。 申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものはなく、審査基準について、特に支障になるものは無いと判断しています。 また、本転用案件も、その面積が2,000m <sup>2</sup> 以上であるため、香川県農業会議が開催する常設審議委員会においても審議し、意見を聴くこととなります。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
1番委員	この農舎のことは規模拡大のため致し方ないと思いますが、先ほどからそれに関する別件の分で問題になっております。私としては農舎であって、問題はないと思います。

議長	この件についてですが、先ほどの件と同様、県の見解はありますか。
事務局	県としては、先ほどお伝えした通り、農舎の許可にあたって、一時転用の無断の解消ができる見込みが出た時点で許可が下ります。農舎だけ先に申請を出して、一時転用が後になんて構わないと聞いております。■■■ ■■■が、どうしても、一時転用を先に審議してほしいということで持つてこられたという状況です。
職務代理	先ほどの件とは関係ないのではありませんか。
1番委員	県が絡むので、やはり（無断転用の解消を）先にしなければならないのではないかでしょうか。
事務局	審議が別々の月になっても問題はありません。
議長	委員の皆さん、ご意見やご質問等ございましたらお願ひいたします。 3反4畝程は農舎になりますが、残りの2反4畝程はどうなりますか。
事務局	53ページの公図で言いますと、色塗りしているところが今回の転用の部分にあたります。その南側と北側を農地として、筆も違いますが使っていくということです。元々は、1枚で10,000m <sup>2</sup> を超える農地でしたが、農舎建築のために、分筆をして■■■-■■■だけを農業用施設用地に用途区分変更をしたということになっております。
議長	全体を使用貸借しているわけではありませんか。この上にも分筆しているところはたくさんありますよね。
事務局	■■■-■■■以外のところですか。
議長	はい、■■■-■■■等もそうです。
事務局	この上側は、農地としてそのまま使っていく部分でして、今回の転用する部分はおたまじやくしのような形の歪なところだけになりまして、農舎に付帯して駐車場と進入していく道と一つの筆になっております。

議長 入る道はこの細いところからになりますか。

事務局 川沿いにも（道が）あります、川沿いは狭いということです。

議長 他に、皆さん何かございませんか。

10番委員 間に道路が通っているようですが関係ありませんか。52ページを見たら間に道路があるようです。奥の畑などに行けるようになっています。白地ではありませんか。

事務局 住宅地図の方は道のようになっていますが、実際の公図では（道が）無いです。

議長 私有地ですね。

職務代理 全部、ここら辺は [REDACTED] さんのものではありませんか。

議長 よろしいでしょうか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとし、常設審議委員会に諮ります。

次に、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 1番は、[REDACTED] 在住の [REDACTED] さん所有の  
[REDACTED] 字 [REDACTED] 番 [REDACTED] 畑 841 m<sup>2</sup> について  
[REDACTED] 番地 [REDACTED] の [REDACTED] さんが、再度借り受けるものです。

申請地では、ハーブを栽培する計画で、期間は1年間の賃貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

- 議長 地元委員さんは本日いませんが、委員の皆さん、意見がございましたらお願いします。
- さんは、今、■の会長ですか。それとも社長ですか。
- 10番委員 会長ではありませんか。
- 議長 会長の土地です。■さんはどこの方でしょうか。住所は■の方がですが、外から来られた方でしょうか。
- 職務代理 ■の住所なので（出身は）■の方ではないでしょうか。
- 議長 ■の海水浴場、昔の海水浴場の方です。作っていただいたら結構だと思います。新規でございます。よろしくお願いしたいと思います。何か意見はございますか。
- 事務局 一応、前にあって更新です。
- 議長 更新ですか。間が開いての更新ですので、新規のようでそうでない案件です。他に意見はありますか。
- 委員一同 ありません。
- 議長 ご異議がないようでございませんので、申請のとおりとします。  
続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の2番について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 2番は、■在住の■さん所有の  
■字■番■畳 105 m<sup>2</sup>について  
■番地の■さんが、新たに借り受けるものです。  
申請地では、野菜を栽培する計画で、期間は3年間の使用貸借となっています。  
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

9番委員 新規となつておりますが、■さんは10年よりもっと前から作つておりました。今回、■さんの名前になつておりますが、年がいったため、息子さんが管理するということで、この際に契約をしておこつかということ（申請を）しているみたいで問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 3番は、■在住の■さん所有の  
■字 ■番 畑 720 m<sup>2</sup> について  
■番地の■さんが、引き続き借り受けるものです。  
申請地では、オリーブを栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となって  
います。  
本賃借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たし  
ているものと判断しています。

議長 地元委員は私です。場所は馬木の墓の少し南よりでございまして、従来か  
らオリーブを作つておりますので、別段問題ありません。  
この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局	4番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の [REDACTED]字 [REDACTED] [REDACTED]番 畑 957 m <sup>2</sup> について (公財)香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である[REDACTED]番地の[REDACTED]に貸し付けるものです。 申請地では、オリーブを栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
4番委員	昨日小雨時に[REDACTED]さんとお会いして、現地を少し離れた位置から見させていただきました。昨年8月に、その近くで8筆程、この会に申請しております。1枚畠を隔てての東側となります。そもそもその話は、[REDACTED]の川掃除の時に、持ち主の[REDACTED]さんがそこへオリーブを植えてくれないか、管理できないので何とかしてくれないかと、[REDACTED]さんの方から話があつたそうです。そこで[REDACTED]さんが借り受けるということになったそうです。一つ下には老木のスモモが植えられておりまして、その横は[REDACTED]さんの、サツマイモでしたかね、囲いをした土地がありまして、全く問題ありません。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第4号(農用地利用集積計画(利用権設定))の5番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	5番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の [REDACTED]字 [REDACTED] [REDACTED]番 畑 691 m <sup>2</sup> について (公財)香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である[REDACTED]番地の[REDACTED]さんに貸し付けるものです。

申請地では、オリーブを栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元の6番委員は欠席しておりますが、これは（個人間の）利用権の設定から変わるので新規の設定とあります。今■さんがオリーブをずっと作っておりますので、私としても問題はないと思います。  
この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の6番から8番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 6番は、■在住の■さん所有の  
■字■番 畑 625 m<sup>2</sup>について  
7番は、■在住の■さん所有の  
■字■番 畑 333 m<sup>2</sup>について  
8番は、■在住の■さん所有の  
■字■番 畑 776 m<sup>2</sup>と  
■字■番 畑 804 m<sup>2</sup>の計2筆1,580 m<sup>2</sup>について  
(公財)香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である■番地の■さんに貸し付けるものです。

申請地では、オリーブを栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 これも地元委員さんは6番委員でありますが、これは農免道路で■の、■の手前あたりで、その隣が■がオリーブを作っております。そして、その下側は道で、私はその隣の隣を耕作しております。昔からス

モモがあつただけでございます。■さんは、かなりあちこち増やしていくだけで、誠に元気でありがたいなと思っております。是非頑張っていただきたいなと思います。

この件について意見はありますか。

7番委員 ■さんが以前作っていたころを農地機構が間に入って次に■さんがもう作っているんですよね。

専門員 ■さんの利用権の設定が終わりましたので、次に引き受けたのが■さんです。それに農地機構が中間で入りました。

議長 一人でやっているのでしょうか。

1番委員 凄い面積になりますね。

委員 3町くらいでしょうか。

1番委員 3町はもう超えているでしょう。

議長 皆さん、他に意見はございますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

次に、議案第5号（農業振興地域整備計画の一部変更（農用地区域からの除外））について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第5号は、■在住の■さん所有の  
■字 ■条 ■番 ■畳 591 m<sup>2</sup>のうち 348 m<sup>2</sup>について  
■番地の息子夫婦である■さん、■さんが、住宅を  
建築するための農用地区域からの除外となっています。  
■さんは現在、夫婦と子どもの3人で、父が所有する母屋で暮らしていますが、子どもの成長により現在の住居では手狭になってくるため、分家住宅を建築することとし、隣接する父の土地の一部を住宅進入路として併

せて利用する予定です。

計画地の選定にあたっては、父の所有地で耕作放棄地、休耕地から、将来の両親の介護等を考慮した結果、申請地が最適地として選定されたようです。

申請地は大半を農地に囲まれているものの、周辺に集落があり、北東側を宅地と接し、南東の一部を町道を介して宅地と接しており、申請地の農振除外によって、他の農地の利用への支障はなく、周辺農地及び土地利用の状況等を勘案しても特に問題はないものと判断されます。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1番委員 これは親の [REDACTED] さんに聞きました。今、息子夫婦は母屋に住んでいますが、若い人には古い建物は合わないということで、[REDACTED]さんは裏の新屋といいますか2階建てのところにいますが、それも膝が悪いため、息子夫婦が家を建てたら、私たちが下りてくるということで、別に問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

議案の審議はこれで終わりましたので、いったん定例会を閉会します。  
それでは、職務代理者閉会のあいさつをお願いします。

職務代理 いつもより時間が長くかかりましたが、私の地域の案件で大変紛糾いたしまして申し訳ございません。それから、7番委員に謝らないといけません。実は [REDACTED] が先行して工事をしているという意見があつたことで、私は自分のものになっているためいいのではないかということで保留にしていましたが、実際は農業委員会の承認が必要だということで、今回一度に出てきたということあります。それで、7番委員にお詫び申し上げます。

これで定例会を閉会とします。

閉　　会　　午後3時32分

議　　長　　会長

議事録署名人　　8番

議事録署名人　　9番